

茨城工業高等専門学校合宿研修所使用細則

〔 昭和 50 年 4 月 1 日
制 定 〕

(趣旨)

第1条 茨城工業高等専門学校合宿研修所（以下「研修所」という。）運営規則第8条の規定に基づき、研修所の使用については、この細則の定めるところによる。

(使用の範囲と制限)

第2条 研修所の使用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本校学生の合宿
 - (2) 本校学生・教職員の研修、集会
 - (3) その他校長が許可した者
- 2 学生が使用するとき、関係する教員が参加して指導にあたるものとする。
- 3 研修所を使用する場合は、原則として5名以上の団体でなければならない。

(使用上の手続き)

第3条 研修所を使用する場合は、使用開始前7日までに使用許可願を学生課学生支援・寮務係に提出して許可を受けなければならない。

- 2 使用許可願の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに届け出るものとする。

第4条 使用開始時及び終了時は、関係する教員の立会いのもとで施設、設備及び備品の点検を実施するものとする。

(鍵の取扱い)

第5条 研修所の鍵は、学生課学生支援・寮務係で保管する。ただし、正規の勤務時間以外は、守衛所で保管するものとする。

- 2 使用期間中の扉の開閉及び鍵の取扱いは、関係する教員の責任のもとに行う。

(使用上の諸注意)

第6条 研修中の使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備及び備品は、大切に取扱うこと。
- (2) 火気の取扱いについては、十分注意すること。
- (3) 室内の秩序を乱し、他人に迷惑をかけるような行為をしないこと。
- (4) 保健衛生には、十分留意すること。
- (5) 使用後は、整理、整頓及び戸締りを厳重に行うこと。
- (6) 合宿以外の使用は、19時までとする。

(経費の負担)

第7条 食材料費並びに寝具の借料については、研修所使用者の負担とし、その都度支払うものとする。

- 2 研修所使用に伴う光熱水料は、研修所の管理上必要なものを除き学生会が総務課に支払うものとする。ただし、学校の教育計画に基づく行事において使用した分については、この限りではない。

第8条 施設、設備及び備品を破損又は紛失した場合は、原則として使用者又は使用団体の責任において弁償するものとする。

附 則

この細則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。